

上島町消防だより

上島町 幼年消防クラブ 結団式

～一年間よろしく
お願いします～

平成26年度幼年消防クラブ結団式が上島町内の各保育所で行われました。

結団式では、消防長・消防団各方面隊長の挨拶に始まり、消防職員による防災ダックという実際に体を動かし、声に出して、楽しみながら災害の対処方法について学べる防災教育用カードゲームで、園児たちは災害の恐ろしさ、対処方法について楽しく学びました。

最後に、園児たちは、『ぼくたちわたりたちは火遊びはしません』と大きな声で誓いました。

『幼年消防クラブとは?』

幼年消防クラブは、園児などを対象に結成され、幼年期において、正しい火の取扱いについて学び、消防の仕事をよく理解させることにより、火遊び等による火災の減少を図ることを目的としています。

上島町で幼年消防クラブが結成されてからは、子供の火遊びなどによる火災やぼやなどは発生していません。



5月15日 生名保育所



5月7日 弓削・魚島保育所



5月9日 岩城保育所

住宅用火災警報器はもう設置しましたか？

～設置率100%を目指して～

平成17年12月に上島町火災予防条例の改正に伴い、すべての住宅の寝室に住宅用火災警報器（煙感知式）の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器を設置することにより、火災発生時の逃げ遅れ等の防止になりますので、まだ設置していない方は早急に設置をお願いします。

なお、町営住宅に入居されている方は、消防法令に基づく自動火災報知設備、又は住宅用火災警報器（煙感知式）を上島町が設置していますので、設置の必要はありません。

【設置場所】

原則として寝室に設置があります。2階に寝室がある場合は、その階の寝室と階段の踊り場の壁もしくは天井部分に設置する必要があります。台所や居間には設置義務はありませんが、付けておくとより安心です。



【設置する際の注意】

- ・壁の場合……天井から15~50cm以内に設置して下さい。
- ・天井の場合…壁から60cm以上離します。(エアコンが設置されている場合は吹き出しが口から1.5m以上離します。)



※尚、携帯電話からの119番通報は、他の消防に繋がることがあります。上島町消防署に転送されますので、電話を切らずに消防職員の指示に従って下さい。

**やむを得ず焚き火をする際は
火災とまぎらわしい届出
を必ず提出してください。**

※消防署が焚き火の実施状況を把握するための届出です。廃棄物の焼却行為を許可するものではありません。

平成26年出動件数

年別	摘要	
	火 災	救 急
平成26年(4月)	0	31
平成25年(4月)	1	47
昨年比	-1	-16
平成26年累計	0	150

平成26年4月30日現在